

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○宮城県議会定例会の招集

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定自立支援医療機関の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定自立支援医療機関の指定の辞退

公 安 委 員 会

○道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格

者講習の実施について

正 誤

○宮城県公報令和五年第四〇七号別冊一（宮城県告示第四百十号関係）中

告 示

○宮城県告示第五百六十三号

令和五年九月五日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

令和五年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百六十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和五年七月二十日次の者を指定した。

令和五年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
中島 志織	人工透析内科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
深澤恭之朗	循環器内科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番地一
山内 拓郎	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
小川 真司	整形外科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地

○宮城県告示第五百六十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和五年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐藤 信行	神経内科	医療法人社団仁明会 齋藤病院	石巻市山下町一丁目七番二十四号	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
大友 達志	内 科	医療法人社団俊香会 杉山医院	黒川郡大郷町羽生字中ノ町十一番一	涌谷町国民健康保険病院	遠田郡涌谷町涌谷字江南二百七十八番地

○宮城県告示第五百六十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和五年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
高橋 寿	泌尿器科	医療法人宏人会 石巻クリニッ	石巻市錦町六番四十五号
駒木孝太郎	内 科	医療法人社団仁明会 齋藤病院	石巻市山下町二丁目七番二十四号
増田 和也	内 科	医療法人社団仁明会 齋藤病院	石巻市山下町二丁目七番二十四号
三浦 秀男	内 科	医療法人社団仁明会 齋藤病院	石巻市山下町二丁目七番二十四号
永沼 悦夫	内 科	医療法人社団仁明会 齋藤病院	石巻市山下町二丁目七番二十四号
伊藤 節郎	内 科	医療法人社団仁明会 齋藤病院	石巻市山下町二丁目七番二十四号
大塚 敬二	呼吸器内科	医療法人社団仁明会 齋藤病院	石巻市山下町二丁目七番二十四号
伊関 雅裕	外 科	国立療養所 東北新生園	登米市迫町新田字上葉ノ木沢一番地
藤井 紳司	泌尿器科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第五百六十七号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。
 令和五年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
大和町杜の丘北部土地区画整理組合
- 二 事務所所在地
黒川郡大和町杜の丘一丁目十四番地二
- 三 設立認可の年月日
令和二年七月三十一日
- 四 変更認可の年月日
令和五年八月二十二日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。
 令和五年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひがし薬局七ヶ宿	刈田郡七ヶ宿町字関百八十四一	令和五年八月一日
奥羽調剤薬局大河原店	柴田郡大河原町字新東二十二一六	令和五年八月一日
訪問看護ステーションあおい	東松島市矢本字鹿石前百九一四	令和五年八月一日
くるみ薬局	大崎市古川李塚二丁目六一一	令和五年八月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。
 令和五年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担 当 する 医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
かみ薬局	調剤	加美郡色麻町四竈字北河原一四	令和五年四月一日
東町調剤薬局	調剤	栗原市築館伊豆二丁目六一二十	令和五年六月三十日
アイン薬局 本船迫店	調剤	柴田郡柴田町大字本船迫字上町二十六一三十一	令和五年七月三十一日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第百五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により、次のとおり実施する。

令和五年八月二十九日

宮 城 県 公 安 委 員 会

一 実施日時

(一) 講習

令和五年十一月二十一日（火）及び同月二十二日（水）の二日間

各日午前九時から午後五時十五分まで

(二) 修了考査

令和五年十一月二十九日（水）午前九時十分から午前十時十分まで

二 実施場所

(一) 講習

宮城県仙台市青葉区本町二丁目十二番七号 ハーネル仙台

(二) 修了考査

講習場所と同じ

三 駐車監視員資格者講習の受講手續

(一) 申込書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 一通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、令和五年十月二日（月）から同月三十一日（火）の午前九時から午後五時までの間に、宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係及び宮城県内の各警察署交通課において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日という。）を除く。

イ 写真 一枚

申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの

※ 申込書類は県警ホームページの本講習ページよりダウンロード可能

(二) 申込期間

令和五年十月二日（月）から同月三十一日（火）の午前九時から午後五時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(三) 申込先

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

(四) 申込方法

本籍、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先を記載した受講申込書を前記(三)の申込先に提出又は郵送すること。（郵送については、令和五年十月三十一日までの消印のあるものに限りに受け付ける。）

(五) 手数料

二万円分の宮城県収入証紙を受講申込書に添付すること。

なお、受講手数料は、原則として申込書類の受付後は返却しない。

四 講習時の携行品

(一) 駐車監視員資格者講習受講票（駐車監視員資格者講習日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。）

(二) 筆記用具（講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。）

五 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査終了後、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、当日、合格者には駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交付申請手續について教示する。

六 その他

(一) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第五十一条の十三第一項の駐車監視員資格者証の交付を受けるための講習であり、二日間（十四時間）の講習を受講後、修了考査（二時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(二) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る交付手数料（九千九百円）が別途必要である。

(三) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第五十一条の十三第一項第二号に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(四) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第五十一条の八第一項に規定する確認事務

の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。

(五) 受講人数は、定員を二十名としているので、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付を締め切る。

七 受講に関する問合せ先

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話 〇二二二二二一七七一 内線五一四三

正 誤

○宮城県公報令和五年第四〇七号別冊一(宮城県告示第四百十号関係)中

ページ	行	正	誤
一一	一五	ウ点 北緯38°57.98′、東経141°38.69′の	ウ点 北緯38°57.98′、東経141°38.70′の
一一	三四	セ、ソ、タ、テの順に結んだ線によって囲まれた区域	セ、ソ、チ、テの順に結んだ線によって囲まれた区域
	三九	(削除)	キ点 北緯38°50.89′、東経141°38.92′の
	四一	キ点 北緯38°50.49′、東経141°39.03′の	ク点 北緯38°50.49′、東経141°39.03′の
	四二	ク点 北緯38°50.36′、東経141°38.84′の	ケ点 北緯38°50.36′、東経141°38.84′の
	四三	ケ点 北緯38°50.75′、東経141°38.55′の	ク点 北緯38°50.75′、東経141°38.55′の
	四四	ク点 北緯38°50.69′、東経141°38.26′の	カ点 北緯38°50.69′、東経141°38.26′の
	四五	カ点 北緯38°50.78′、東経141°38.22′の	シ点 北緯38°50.78′、東経141°38.22′の
	四六	シ点 北緯38°50.83′、東経141°38.53′の	ス点 北緯38°50.83′、東経141°38.53′の
	四七	ス点 北緯38°51.18′、東経141°38.39′の	セ点 北緯38°51.18′、東経141°38.39′の
	四八	セ点 北緯38°51.01′、東経141°38.09′の	ソ点 北緯38°51.01′、東経141°38.09′の
	四九	ソ点 北緯38°50.96′、東経141°37.76′の	タ点 北緯38°50.96′、東経141°37.76′の
	五〇	タ点 北緯38°51.01′、東経141°37.60′の	チ点 北緯38°51.01′、東経141°37.60′の
一〇六	五	3月1日から11月30日まで	3月1日から11月31日まで

一〇九	三一	(田河北町に限	(田北上町に限
一一五	三〇	雑魚小型定置漁業	雑魚せん漁業
	三一	雑魚せん漁業	磯刺網漁業
	三二	磯刺網漁業	
一一九	三五	(削除)	仙台市、